

私学助成の充実強化等に関する意見書

当県の私立学校（高等学校、中等教育学校、中学校、小学校及び幼稚園）は、建学の理念に基づき、時代や社会の要請に応じた特色ある教育を展開し、我が国の公教育の発展に大きな役割を果たしている。

今後、公教育の一翼を担う私立学校が、国の進める教育改革に的確に対応し、我が国の将来を担う子どもたちに、時代の変化に対応できる知識や能力を身につけさせるためには、新たな教育に対応した環境を整備する必要があるが、このための莫大な経費を全て各私立学校が負担するには、財政的に限界がある上に、少子化の進行等により経営環境は厳しさを増し、授業料等の増額を抑制する社会の風潮の中で授業料の改定もままならないのが現状である。

加えて、2019年10月に消費税率10%への引上げが実施されれば、増税分がそのまま学校法人の負担増につながるなど、一層厳しい局面に立たされることが想定される。

国は、学校施設の耐震化・長寿命化及び学校教育におけるICT環境の整備等を進めているが、公教育を担う学校に共通する基盤の整備促進を図る観点からは、私立学校に対しても更なる支援が必要である。

さらに、高等学校等就学支援金制度によってもなお、公私間の授業料負担格差は継続しており、平成29年度から実施されている私立中学校等の低所得世帯の生徒等への授業料支援制度においても、支援金額は僅かである。子どもたちの学校選択の自由、教育機会の保障の観点からも就学支援金制度の拡充強化による公私間の学費負担の格差是正は重要な課題である。

よって、国においては、私立高等学校等教育の重要性を認識し、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実共に確立するため、現行の私学助成に係る国庫補助制度の一層の充実を図るとともに、私立学校の施設耐震化等教育環境の整備への補助の充実や、私立学校で学ぶ児童・生徒の保護者の経済的負担軽減のための就学支援金制度の拡充強化を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月19日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
宛て

福島県議会議長 吉田栄光